

## 川崎市高等学校奨学金申請基準（学年資金）

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則第6条に規定する、川崎市高等学校奨学金のうち学年資金の申請の基準については、次のとおり定めることとする。

- 1 申請書の受付期間（以下「受付期間」という。）の属する年の4月15日時点において、川崎市内に住所を有し、川崎市高等学校奨学金支給条例第1条に規定する高等学校に在学する生徒であること。
- 2 受付期間の属する年の前年（以下「前年」という。）における、申請者と生計を一にするすべての世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の総額が、基準額以下であること。基準額は、前年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に従い、次の算式により算出した額とする。ただし、平成31年度の取扱いについては、平成30年10月1日に実施された保護基準の見直し（平成30年9月4日付け社援発0904第7号）により算出した額が、平成30年4月1日の基準により算出した額を上回る場合については、平成30年10月1日の基準により算出した額以下である者とする。  
「第1類基準額＋第2類基準額（冬季加算及び期末一時扶助を含む。）  
＋教育扶助＋住宅扶助＋生業扶助（高等学校等就学費のうち基本額、学級費等及び学習支援費）」
- 3 学業成績について、受付期間の属する年度の前年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。平均値については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。